

## 診療報酬(調剤技術料)

### 取りまとめ

---

「医療保険給付費国庫負担金等」(厚生労働省所管事業)

- ・ 調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。
- ・ 薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。
- ・ 調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。